

報道機関各位

青森県観光交流推進部国際誘客交流課

FDA青森一名古屋線就航15周年記念の出迎え・見送りを実施します

県では、令和8年7月2日に青森一名古屋線が就航から15周年を迎えることを記念し、関係機関と連携して下記のとおり搭乗客の出迎え・見送りを実施しますので、取材してくださるようお願いいたします。

なお、青森空港での取材については、事前申請手続きが必要になりますので、<取材に係る留意事項>を確認のうえ、お申し込みください。

記

- 1 日時 令和8年7月2日（木） 9:35～10:20
※航空機の発着状況により時間が前後する場合があります
- 2 場所 青森空港（1階到着ロビー、エプロンほか）
- 3 内容
 - (1) 到着便出迎え（対象便：FDA361便(9:45到着)）
 - ・青森空港消防隊による歓迎放水（ウォーターアーチ）を実施
 - ・1階国内線到着ロビーにおいて、搭乗者に対し記念品贈呈（りんごジュースほか）
 - (2) 出発便見送り（対象便：FDA362便(10:15出発)）
 - ・エプロンにおいて横断幕を掲出

4 タイムスケジュール

時間	内容	場所	備考
9:35	歓迎放水（ウォーターアーチ）※	屋外	FDA361便 (9:45到着)
9:40	到着便出迎え	1階到着ロビー	
10:10	出発便見送り※	エプロン	FDA362便 (10:15出発)

※時間は目安です。航空機の発着状況により時間が前後する場合があります。

※当日の天候次第で、歓迎放水、出発便見送りを中止する可能性があります。

<取材に係る留意事項>

- ・取材を希望する場合は、別紙1「取材申込書」及び別紙2「空港制限区域内立入許可申請書」を記載し、当課に6月29日(月)12時までにメールにて提出してください(期限厳守)。

- 当日は顔写真付身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちいただき、8:45までに1階到着ロビー前に集合してください。
- 制限区域内に入る場合は、カメラ等の機材について検査があります。スムーズな保安検査のため、取材に必要な機材以外のものは携帯しないようにしてください。

報道機関用提供資料	
担当課	観光交流推進部国際誘客交流課 航空推進監 佐々木 真紀
電話番号	(直通) 017-734-9153 (内線) 4902
報道監	観光交流推進部 次長 中村 義人

送付先

青森県観光交流推進部国際誘客交流課 宛

Mail : shinkanko@pref.aomori.lg.jp

別紙 1

取材申込書

- 青森空港ビル株式会社 } 宛
 青森空港管理事務所 }

申 込 者	申込日： 令和 年 月 日
	会社名：
	氏 名：
	電 話：
	Eメール：

次のとおり、青森空港での取材を申込いたします。

日 時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
目 的 (具体的に)	
場 所	空港ビル(株) の管轄エリア <input type="checkbox"/> ターミナルビル 1階 (国内・国際 到着ロビー、) <input type="checkbox"/> ターミナルビル 2階 (国内・国際 出発ロビー、) <input type="checkbox"/> ターミナルビル 3階 (展望デッキ)
	空港管理事務所 の管轄エリア <input type="checkbox"/> エプロン (駐機場) → 【別途、制限区域立入許可申請が必要です】 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 ()
現場責任者	所 属： 氏 名： <input type="checkbox"/> 同上、上記以外… 電 話： <input type="checkbox"/> 同上、上記以外…
取材関係者	計 名
備 考	

(※) 事務処理欄

<input type="checkbox"/> 空港ビル(株)へ転送 Fax・メール・紙・無	<input type="checkbox"/> 制限区域立入許可申請 無・有 → 同行者(予定) : _____ (ランプパス所持者)
--	--

注意事項

- ・ 空港運用上、航空機及び利用客の安全を確保し、秩序を守って取材を行ってください。
- ・ 取材中は、社章（自社腕章）を着用し、所属を明らかにしてください。
- ・ 基本的な禁止行為は、次のとおりです。
 - ・ 保安検査場の検査機器や関連施設の撮影はできません。
 - ・ お客様、従業員の支障・迷惑になる行為はご遠慮ください。
 - ・ ターミナルビル内に機材（脚立、三脚等）を放置しないでください。
 - ・ エレベーター、エスカレーター、階段付近での撮影はご遠慮ください。
 - ・ 無断で、お客様、航空会社、店舗等を撮影しないでください。
- ・ お客様、航空会社カウンター、航空機、ターミナルビル内、店舗等を撮影する場合は、事前に各々の許可を得て行ってください。
- ・ 立入制限区域へ立入る場合、空港管理事務所の許可手続が必要となります。
- ・ C I Q（税関・出入国管理・検疫）区域に立入る場合、各官庁の許可手続が必要となります。
- ・ 係員又は警備員からの指示があった場合は、その指示に従ってください。
- ・ 必要に応じて、企画書や撮影場所の提出、事前の打合せをお願いする場合があります。
- ・ 空港保安管理上、支障が生じるおそれがある場合、取材のお断り又は中止していただくことがあります。

